

特定施設(騒音・振動)の種類

	騒音に係る	振動に係る
金属加工機械		
圧延機械 (定格出力の合計が22.5kW以上)	法 騒1(イ)	条例 振1(6)
製管機械	法 騒1(ロ)	条例 振1(7)
ベンディングロールマシン (ロール式で定格出力3.75kW以上)	法 騒1(ハ)	-
液圧プレス (矯正プレスを除く)	法 騒1(ニ)	法 振1(イ)
機械プレス (加圧能力294kN(30t)以上)	法 騒1(ホ)	法 振1(ロ)
(加圧能力294kN(30t)未満)	-	法 振1(ロ)
せん断機 (定格出力3.75kW以上)	法 騒1(ヘ)	法 振1(ハ)
(定格出力1kW以上、3.75kW未満)	-	法 振1(ハ)
鍛造機	法 騒1(ト)	法 振1(ニ)
ワイヤーフォーミングマシン (定格出力37.5kW以上)	法 騒1(チ)	法 振1(ホ)
(定格出力37.5kW未満)	法 騒1(チ)	-
ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	法 騒1(リ)	-
タンブラー	法 騒1(ヌ)	-
切断機 (と石を用いるもののみ)	法 騒1(ル)	-
工作機械 (自動旋、ボール、中ぐり、平削、型削、フライス、歯切、ラジアル盤を合計5台以上)	条例 騒1(11)	-
圧縮機、送風機 (定格出力7.5kW以上)		
送風機(排風機を含む)	法 騒2	-
空気圧縮機(空調室外機、冷凍機、冷蔵庫を除く)	法 騒2	法 振2
圧縮機(空気圧縮機、空調室外機、冷凍機、冷蔵庫を除く)	-	法 振2
土石、鉱物用の砕破機、摩砕機、ふるい、分級機 (定格出力7.5kW以上)		
法 騒3		法 振3
織物、編物、繊維業用機械		
織機 (原動機付)	法 騒4	法 振4
工業用マシン、メリヤス編機 (10台以上)	条例 騒12	-
染色機 (定格出力15kW以上)	条例 騒21	-
幅出機 (定格出力15kW以上)	条例 騒22	-
建設用資材製造機械		
コンクリートプラント (混練容量0.45m3以上、気ほうコンクリートプラントを除く)	法 騒5(イ)	-
アスファルトプラント (混練重量200kg以上)	法 騒5(ロ)	-
コンクリートブロックマシン (定格出力2.95kW以上)	条例 騒13	法 振5
(定格出力2.95kW未満)	条例 騒13	-
コンクリート管、コンクリート柱製造機械 (定格出力の合計が10kW以上)	条例 騒13	法 振5
(定格出力の合計が10kW未満)	条例 騒13	-
穀物用製粉機 (定格出力7.5kW以上、ロール式のみ)		
法 騒6		-
木材加工機械		
ドラムパーカー	法 騒7(イ)	法 振6(イ)
チップパー (定格出力2.25kW以上)	法 騒7(ロ)	法 振6(ロ)
(定格出力2.2kW以上、2.25kW未満)	-	法 振6(ロ)
碎木機	法 騒7(ハ)	-
帯のご盤 (製材用は定格出力15kW以上、木工用は定格出力2.25kW以上)	法 騒7(ニ)	-
丸のご盤 (製材用は定格出力15kW以上、木工用は定格出力2.25kW以上)	法 騒7(ホ)	-
かんな盤 (定格出力2.25kW以上)	法 騒7(ヘ)	-

特定施設(騒音・振動)の種類

	騒音に係る	振動に係る
紙工、印刷業用機械		
抄紙機	法 騒8	-
印刷機械 (定格出力2.2kW以上)	法 騒9	法 振7
(定格出力2.2kW未満)	法 騒9	-
コルゲートマシン	条例 騒15	-
ゴム、合成樹脂用機械		
ゴム、合成樹脂練用ロール機 (定格出力30kW以上、カレンダーロール除く)	-	法 振8
合成樹脂用射出成形機	法 騒10	法 振9
鋳鉄、鋳造用機械		
鋳造型機 (ジョルト式のみ)	法 騒11	法 振10
キューボラ	条例 騒16	-
打貫機 (定格出力3.75kW以上)	条例 騒14	条例 振11
研磨機 (定格出力3.75kW以上)	条例 騒17	-
天井、門型走行クレーン	条例 騒18	-
ロータリーキルン	条例 騒19	-
クーリングタワー (定格出力3.75kW以上)	条例 騒20	-
風力発電施設 (定格出力20kW以上)	条例 騒23	-

規制対象地域	市内全域
--------	------

規制値 騒音 / 振動	市内全域			
	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後8時)	夕 (午後8時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
第1、2種低層住居専用地域	45dB / 55dB	50dB / 60dB [★]	45dB / 55dB	40dB / 55dB
第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域、準住居地域 用途地域の指定の無い地域	50dB [★] / 55dB	55dB [★] / 60dB [★]	50dB [★] / 55dB	45dB [★] / 55dB
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	60dB [★] / 60dB [★]	65dB [★] / 65dB [★]	60dB [★] / 60dB [★]	55dB [★] / 60dB [★]
工業地域	65dB [★] / 60dB [★]	70dB [★] / 65dB [★]	65dB [★] / 60dB [★]	60dB [★] / 60dB [★]

★ 下記施設の敷地の周囲50m以内の区域の規制値は、表の値から5dB引いた値とする。

施設とは・・・学校、幼稚園、保育園、病院、入院可能な診療所、図書館、特別養護老人ホーム

※ 表記のうち、法については騒音規制法と振動規制法の両方を、条例については和歌山県公害防止条例を指し示す。

※騒音規制法に定める特定施設を設置している事業場については、和歌山県公害防止条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要です。

※振動規制法に定める特定施設を設置している事業場については、和歌山県公害防止条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要です。

罰則 (騒音規制法 / 振動規制法 / 県条例)	設置届(未届出、虚偽の届出)	5万円 / 30万円 / 20万円 以下の罰金
	使用、既設、変更等(未届出、虚偽の届出)	3万円 / 10万円 / 10万円 以下の罰金
	氏名等変更、承継、廃止(未届出、虚偽の届出)	1万円 / 3万円 / 5万円 以下の過料/科料